

平成29年第3回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成29年9月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	2番	古 田 聖 人
副 議 長	4番	川 島 功 士
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	田中 幸治
教育文化部長	足立 篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波 哲也
総務課長	平岩 敬康
企画課長	山内 明
環境経済課長	伊藤 博臣
住民課長	赤塚 暢子
健康介護課長	今枝 貴子
建設課長	佐々木 正道
教育文化課長	天野 富三
学校給食センター所長	松本 好春

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀 仁志
書記	中野 妙子
主任技師	浅野 敦士
主事	大野 良太

1. 議事日程（第2号）

平成29年9月13日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（古田聖人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（古田聖人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、人口減少対策についてと指定管理者制度についての2点であります。

まず最初に、人口減少対策について質問させていただきます。

日本の人口減少に歯どめがかからないと報道されて何年が経過したのでしょうか。首都圏を初め、大都市を除く全国どの自治体も、この現象に悩まされております。加えて、少子・高齢化による社会保障費の負担増や税収減少など地方自治体経営に大きな不安が余儀なくされております。

笠松町におきましても、2050年には、現行2万2,500人が1万8,499人になるというシミュレーションがあるようです。

人口減少対策については、岐阜県でも移住促進としてUターンやIターンを積極的に展開したり、他の自治体では婚活イベントを行ったり、その自治体の魅力を動画にしてテレビコマーシャルで配信したりしております。

そこで、町長にお尋ねします。

まず最初に、人口拡大に向けてであります。笠松競馬場の円城寺厩舎が老朽化していることで、競馬場では平成27年度に円城寺厩舎のあり方について調査費を計上したと聞いておりますが、その結果は聞いておりませんのでわかりません。しかしながら、現状を維持することも困難と思いますし、いずれは交通の面からも薬師寺地内への移転が最善と思われまます。

そこで、厩舎の移転となれば、円城寺厩舎の敷地は広大であり、地権者に返しても市街化調整区域であるため土地活用には制限があります。人口拡大からも、笠松町として岐阜県へ開発行為の申請を提出して宅地化し、住宅政策を進めてはと思っておりますが、町長の考え方を示してください。

次に、人口減少に伴う税収減への対応についてですが、先ほど述べましたように、33年後に

は約4,000人減少することになるかもしれませんが、もし現実化すれば、税収減になることは否めない事実となります。その対応策として、笠松町内の企業が元気になるよう支援することにより、法人税の増額に期待することを考えたらどうでしょうか。

企業支援となれば、設備投資への補助金や企業誘致への助成金支出などと思われそうですが、そうではなく、例えば笠松町内で製造されている商品を町長自身がトップセールスをすることで支援できると思われそうです。

戦国時代、豊臣秀吉により命名された志古羅ん、和菓子屋太田屋半右衛門が代々つくり続けてきましたが、代表者が亡くなり後継者がいないことから、笠松菓子組合で継承しております。先月、映画「関ヶ原」が公開されましたし、NHKの大河ドラマは戦国物ばかりであります。そして今、岐阜県では天下分け目の決戦地、関ヶ原を今まで以上にアピールすべく、戦国時代のビジターセンターを建設しておりますし、名古屋市では名古屋城の天守閣を木造で復元するなど、全国的に戦国時代のイベントが多く行われておりますので、笠松町の志古羅んをそうした会場や関係団体へ売り込みに行き、売り上げが上げれば法人税も増額になりますし、雇用も拡大できると思います。

これは一つの例であって、志古羅ん以外にも売り込めるものがあると思います。それ以外でも、企業支援で宣伝マンとして活動していただくとともに、町長一人では限界がありますので、それを担当する職員を配置し、笠松町挙げて行政支援する体制を考えていただきたいと思いますが、町長の考え方をお示してください。

次に、指定管理者制度について質問させていただきます。

平成25年4月、F C岐阜関連で整備した人工芝サッカー場がオープンしたことを契機として、多目的運動場の管理を笠松町では初めて指定管理者制度を導入して、一般財団法人岐阜県サッカー協会に管理運営をしてもらい協定を結び、平成28年4月から3年間、2度目の協定を結んでおります。

ことし5月に、岐南町で指定管理者事業を請け負っていた業者の社員が施設利用料を着服して逮捕されたと新聞報道されました。笠松町においても、こうした事態が起らないようにしてもらいたいもので、今回質問させていただきます。

そこで、町長にお尋ねします。

まず最初に、管理に関する協定書の写しを見せていただきましたが、その第13条に翌年度の事業計画を提出すること。そして、第14条には前年度の事業報告を提出することが記載されておりますが、経理に関する申請や報告を提出することが記載されておきませんので、これでは会計のチェックが行えないことになってしまいますが、どうしてこのような協定書になったのかお尋ねします。

次に、利用料還元制度がありますが、利用料金収入については、笠松町に還元できるものと

するとありますが、私が聞いたところによれば、利用料収入は指定管理者に入るとのことでしたが、この項目について説明いただきたいのと、平成28年度の指定管理料1,166万9,000円を支出しており、利用料還元は幾らあったのか、お答えください。

次に、指定管理料の支払い根拠について具体的にお尋ねします。

それは、例えば人件費だとか、光熱水費、修繕費等、具体的にどういう根拠で1,166万9,000円の支出という根拠になったのか、示していただきたいと思います。

次に、1,000万円を超える管理料を支出しておりますが、聞くところによりますと、監査を行っていない。しかし、岐南町の事件以後、利用料収入についてチェックしたと聞きましたが、定期監査を毎年実施すべきと思いますが、町長の考え方を示してください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（古田聖人君） 6番 伏屋議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伏屋議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の人口減少対策についての御質問の中で、笠松競馬場の円城寺厩舎の問題を御指摘いただきました。

このことについては、現在、この笠松競馬場を運営する岐阜県地方競馬組合で、競馬場の利用性、あるいは集客力の向上を図るために、利用客のための環境整備計画というのを検討しており、この厩舎関連施設もその中に含んで検討されております。

この円城寺厩舎の土地は、全体で約6万平米ほどありますので、この面積の小さい笠松町にとっては、貴重なまとまった一団の土地であります。全てが借地となっておる現状の中で、組合と地権者との土地賃貸借契約書に基づいて、地権者との合意を得てこの事業が進められるものと、今の時点ではそういう認識でおります。

次に、人口減少対策の中で、企業支援のあり方に対する質問であります。人口減少に伴う税収減について、最も影響を受けるものが個人住民税であります。本格的な人口減少社会を迎えるに当たって、多くの自治体において税収の確保というのは、非常に大きな課題となっており、若者世代の定住促進に加えて、町内企業の支援や企業の促進を図って、この法人住民税を確保することは重要な対策であると考えております。

現在、町ではかさまつ応援寄附金【パートナー事業】として、地元の特産品などを提供していただく町内企業を募集して、ふるさと納税のお礼の品として全国の寄附者へお礼の品を送付することで、その製品と、そしてまた町のPRを行っているところであります。この事業は町内事業所の支援策として実施をさせていただいており、新規販路の拡大につながっている方もおみえになると伺っております。この秋にふるさと納税のポータルサイトへ掲載するに当たって、現在、お礼の品の見直しや拡充を進めております。そして、商工会とも連携を図り、多く

の事業所から新たな商品の提案をいただき、そして魅力ある笠松町のお礼の品として、全国の皆さんに選んでいただけるように、さまざまな手段によって情報発信に努め、私も機会を捉えて創出をし、町の事業所のPRに努めてまいりたいと考えております。

第2点目に指定管理者制度についてであります。その一つにどうしてこのような協定書になったのかという御質問であります。

まず、御指摘の協定書については、平成25年4月に指定管理者制度を導入する際に、地方自治法の第244条の2に基づく項目並びにその標準協定書を参考にして、岐阜県サッカー協会と協議をして作成いたしました。また、経理関係の申請や報告の提出の記載については、第1条において、事業計画書の中には収支予算書を含むと規定をしております。

一方、第14条の事業報告書については、総務省の自治行政局長通知において、管理業務の実施状況や利用状況、そして利用収入や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理実態を把握するために必要な事項が記載されるものであるとなっております。なお、この指定管理者より、毎年事業計画及び事業報告の際に経理関係等の書類も提出をしていただき、それに基づき適正に会計処理も含めチェックをさせていただいております。

次に、利用料還元についての御質問であります。この利用料還元制度とは、指定管理者の得る利益が当該施設の管理業務及び経理状況から見て過大であると認められるような場合には、管理業務等と利益の適正なバランスを図るために、指定管理者に当該利益の一部を納めさせることができる制度であります。今までこの利用料還元は行っておりませんが、平成25年度から27年度の3年間の利用料金の収入の実績や管理運営経費の収支状況から、平成28年度の指定管理委託料を300万円減額させていただいております。

そして、監査委員によって定期的な監査を導入する考えはどうかという御質問であります。

通常の町と指定管理者との間で実施をしている定期的な評価検証に加え、指定管理者に対して監査が必要と認めるときは、監査委員により監査がされるものと考えております。

○議長（古田聖人君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） それでは、指定管理委託料の支払い根拠についてお答えをいたします。

まず、多目的運動場A、天然芝のほうの維持管理としましては、芝刈り、施肥、目土、散水、転圧等の委託料で923万4,000円。多目的運動場B、人工芝のほうの維持管理としましては243万5,000円。その内訳としましては人件費で100万円、燃料費で44万5,000円、保険料で26万円、通信費で3万円、手数料で70万円となっております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

私の知らないこともありましたので、またこれからちょっと質問させていただきますけれども、まず人口減少対策についてのほうなんですけれども、円城寺厩舎のことも今、全体として含めて検討していると。スタンドの改修だとかということもあるという話も聞いておりますし、それから馬ふんの処理が岐阜市へ持っていったのができなくなって、笠松町独自でやらないかんといい話も聞いております。

そこで、先ほど町長答弁されましたように、あそこは広大な土地があるんですね。その広大な土地を競馬組合と地権者での話し合いで今後どうするかということを検討されるということになっております。ここ1年、2年でそのことをやれるわけじゃないですね。いろんな手続があるし、財源のこともあると思います。

それよりも、笠松町としてはどうするのか。あの土地が有効活用されれば、私は人口拡大につながってくるのではないかなという気はしているんですけれども、笠松町長としての立場としてはどういうお考えなのか、もう一度お聞きしたいです。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の円城寺厩舎の問題は、笠松競馬場の全体の計画の中の一つであります。それが一応厩舎の統合の問題として諮られる場合は、円城寺厩舎をなくして薬師寺の厩舎に統合という案も出てきておりますが、これは今、計画案の中の一つであります。今言われたように、あの広大な6万平米ある円城寺厩舎の跡地は、現実には市街化調整区域であり、今の競馬場の運営に必要な施設として利用されておりますが、私ども笠松町の都市計画マスタープランで上げさせていただいたように、今の市街化調整区域にある施設に関しては、今後の土地利用の転換も想定をして対策を検討していこうという一つの都市計画マスタープランも持っておるわけであります。

ただ、今現状の中で変更をどうするかということが検討されている中ですから、今、私どもが先を追ってそういう問題を言うことと同時に、これはやはり地権者が多くお見えになりますから、その方の意思もいろいろあると思います。当然、私どものまちの都市計画としての考え方も出てまいりますから、これは大局的に言って、やはり物事をなし遂げようというときには、よく言われるように、天の時と地の利と人の和があつて物事が進んでいくこともありますから、いわゆる天の時、その時期をきちっと見きわめて、そのことを私どもも進めていくことを考えておりますので、そのときにはまた議員の皆さんにも、そしてまた競馬場ともよく調整をしながら、笠松町の将来の大きな一歩になることでもありますから、見きわめて進んでいきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君）　　そういうふうにお考えなんですけれども、多分、都市計画プランのことを言われたんですが、笠松町としての将来ビジョンを、例えばこれが20年先、50年先ということを考えてプランをつくって、それで現実の10年間については、今は第5次総合計画をやっているんですけれども、今度これが過ぎれば第6次になるわけですね、そういったいわゆるタイムスパンをとりながら計画というのはつくっていくべきだと思いますし、先ほど言いましたように、ここ1年、2年であそこがそういうふうになるというふうには私も思っていない。5年、10年、それ以上かかるかもしれません。がしかし、今の円城寺厩舎の状況からいうと、いつ壊れてもおかしくないような状況にあることも事実です。

そこで、笠松町としては、都市計画プランと同時に都市計画審議会あたりで、あそこが今老朽化して、人も馬も住めない状況なんだということからして、どうしたらいいやろうと考えると、笠松町としては、やはりあそこの広大な土地を有効活用するというのが、私はいいい方向ではないかなという気がしているんです。シミュレーションというのはおかしいかもしれませんが、仮に円城寺厩舎から薬師寺厩舎に統合されたときには、あそこの土地をどうするのか。地権者の方もいるわけですので、一概には言えないかもしれません。ただ地権者の方についても、あそこが調整区域である以上は、返されてもそれこそ田んぼか畑しか利用できない状況です。

笠松町があそこを有効活用したいという思いを持っておけば、表面に出す必要はないんですけれども、持っておくことによって、作業がスムーズに進んでいく。この例が適切かどうかわかりませんが、ごみ焼却場だって、今、羽島市のほうで動いていらっしゃるんですけれども、もうこれで10年かかっているんですね。それでまたこれから先、10年以上まだかかるわけですね。考え方なり基本方針を決めておかないと、先延ばし先延ばしと行って、だんだんだんだん遅れていくばかりになってしまう。

もし、そういう事態が起きたときには、すぐ、こういうプランがあります、このプランに乗っかって作業を進めていきますと言えるものを持っておくことによって、効率よく作業が進むのではないかなということを思いますけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（古田聖人君）　　広江町長。

○町長（広江正明君）　　先ほども申し上げたように、今、笠松競馬場で全体計画を委託して立てているところであります。それがまだ正式に決まって表へ出たわけではありません。と同時に、厩舎の統合が本当にできるかどうかというのも、これから競馬場としての対応の中で決めていくことでもあります。

そういう中で、今申し上げたように、笠松町としては、あの6万平米の土地というのは、将来の笠松町のいろんな問題を抱えている中で、大事な土地になることは間違いありません。そういうことをきちっとやはり考えて、そういう段取りをきちっとしていくためには、今申し上

げた全体的ないろんな大局的な流れの中で、地主の方にも競馬場にも、そしてまた町にも一番いい方法を提言する 때가来ると思います。それが今申し上げた天の時でもありますから、そのタイミングをきちっと私どもも見据えて、決してあの土地が将来の笠松町にとってこうしておけばよかったなんて思われることがないように、十二分に承知をして、今の都市計画マスタープランの中に掲げているとおりの意味をしっかりと進めていきたいと思っていますので、今、議員が心配しておっしゃっていることは十二分に理解をしていることでありますから、これからもまた御協力をいただきたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 町長さんが今そういうお考え方を示されましたので、その方向で進んでいただきたいということを思います。

次に、企業への支援ですが、その前に、実はおとといのNHKテレビで、平成28年に岐阜県に移住された人が1,310人おったという統計を発表されているんですね。NHKテレビでやっていました。その中で、700人が愛知県から来た。関東圏から200人ぐらいですかね。それから関西圏が100人というような数字も出ておりました。

古田知事、一生懸命、岐阜県に来ていただきたいというPRもどんどんやっておりますし、それから東京事務所を設けたり、また関西では、岐阜県事務所を設けてやっているわけじゃないですが、企業さんとのコラボレーションか何かでやっておるとい話もしておりました。

そういった状況があったということだけ、まずは報告しておきますが、笠松町の企業支援について、ふるさと納税で笠松町内の企業さんに商品を提供いただいて、それをPRしていると、全国的に笠松町のホームページなり、それからふるさと納税の返礼品の中でのPRということでおっしゃったわけなんですけれども、先ほど私申し上げましたように、一つの例で志古羅んというものを取り上げてお話し申し上げたんですが、やはりそういったイベント会場、そういったイベントを行われるところにはたくさんの方が集まってくる。先ほど言いましたように、映画でも「関ヶ原」が今やっておりますし、NHKの大河ドラマもそういうものであって、そういったことに興味のある方もたくさんいらっしゃるんですね。今は直虎をやっておりますけれども、実は、私、自民党の下羽栗のほうで、浜松のほうへ行って、直虎館というのを見てきたんです。あそこも土曜日でしたけれども、結構な人が来てました。ああいったイベントをやることによって人が集まってくる。集まってきた人に、当時のものですよということのPRをするために、そういうものを売り込みに行く。そういったことをやらないと、ふるさと納税の返礼品で笠松の商品をPRしてますというふうだけでは、何かインパクトが少ないかなど。現実、笠松町にふるさと納税をされた方が、最大のときは5千何百人がいらっしゃったけれども、今3,000人ぐらいいらっしゃるんですね。見ている方はもっとたくさんいらっしゃる

るかもしれません。がしかし、実際そういったイベント会場とか、そういったことを企画しているところとか、そういったところに売り込みに行くことによって、もっとたくさんの方にPRができるんじゃないかなということ 생각합니다。

ですから、先ほど申しましたように、町長自身がトップセールスマンとなって行っていただくことも重要ですし、それから、そういったものを担当する課、職員、こういった体制もつくっていく必要があるんじゃないかなと思いますが、もう一度それについてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 地方創生の取り組みの中で、人口減少対策というのは私どもと同時に国の大きな動きでありますし、国もそういう対応を進めている中であります。いわゆるそういう人口減少の問題を対処するには、例えば今までのいろんな政策の延長線上でやっても、これはなかなか活路を見出すのは難しい部分があると思います。そういう中で、じゃあ何が考えられるかという、今議員がおっしゃったように、人口の問題も、そしてまた経済の問題も、いろんな問題がその地域の連携によって引き起こす化学反応が起こって、初めて新しい地域の創生というのがあるんじゃないかと思えます。今の私どものやっているそういう政策だけではなくて、今の競馬場の跡地の問題も含めた問題、そしてまた産業の問題、そういうのも含めて、やはりこの地域での連携というのは大事だと思いますから、そういう意味で、この間、皆さんに提案させていただいた連携中枢都市の対応をきちっと見きわめながら、そういうところへやはり私どもも、もっともっとPRし、この地域としての連携ができる体制づくりをすれば、この笠松町のよさがもっと地域に発信できるんじゃないかと思えます。

そういう意味で、私自身先頭になって進んでいくことと同時に、職員も一丸となってその体制をつくって笠松町のまちづくりに進めていきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） せんだって、岐南町の喫茶店でしたかね、笠松の喫茶店だったんですかね、高田純次のテレビ番組でそういったものが紹介されたということを知りましたが、モーニングセットで13品とか出てくるとかというのがテレビでやっていたようです。5年ほど前だと思ったんですが、笠松町にいろんなテレビ局が入り込んでくれて、いわゆる取材をしてくれた時期があったんですね。あのときは、非常に笠松というのは物すごいPRできたと思うんですよ。やはりテレビの力って物すごい大きいわけですね。

テレビ局が取材をしたいと思えるような題材をこちらから提供してやるのが経営戦略になると思うんですね。何を売り込むか、そういったものが、今の行政に携わった人だけで検討していると、なかなか民間のマスコミなどに受け入れてもらえるようなことが難しいかもしれま

せん。

笠松町の中には、そういったPRを専門にやっていたりしゃる方も中にいらっしゃるんではないかということをお私思っているんですけども、そういった方々に知恵をかりて、笠松町を戦略的に売り込むことによって、笠松にまた来ていただく方をふやす。

これも一つの例なんですけれども、大分前、美笠通りの大丸ラーメンが、それこそ中京テレビで流れたときに、すごい人が来て、あそこのすぐ横にあった笠松交番も一々対応しておったんでは面倒くさいということで、交番から大丸ラーメンに行くまでの地図を書いて紹介をしたというようなこともありましたね。そんなことで、やっぱり笠松に来ていただく方をふやす。それで、笠松の魅力をまたそこで見つけていただけて、同時に笠松に移住していただく、住んでいただくということで、例えば喫茶店なり、飲食店なり、観光に来ていただいた場所で、例えば笠松町に住んでいただくところだけのお値打ちの価格で戸建てが買えますよと、不動産提供なんかもしておけば、そういったものもPRになるんじゃないかなということをお思うんですね。それによって、笠松への移住者をふやす。これも一つの方法だと思いますが、そういった戦略的にテレビ局に売り込みに行くということについての考え方も、町長さんの考え方をちょっとお願いします。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、議員がおっしゃったことは、そのとおりであります。

当然、そういう情報発信することによって、御理解をいただいて、笠松町に来ていただくということでもありますので、我々もそのことについて、笠松町にはいろんな自然の環境資源もありますし、いろんな皆さんがお見えになりマンパワーの資源も豊富にあるところでもありますから、それをやはり有効に活用しながら、笠松町のよさを発信して来ていただく、そういう努力は今までもいろいろやってまいりましたが、より一層必要であることも承知しておりますので、そのことを踏まえてまちづくりの中で、一步一步情報発信をしながら進めていきたいと思っています。

今までも、志古羅んの件や蹄鉄クッキーや、そしてまたかさまるが全国いろんなところへ出かけてPRしたりということもやらせていただけていて、そういういろんなアクションもあることはあるんですが、今おっしゃったように、これがまちぐるみにできるような体制づくりというのは必要でありますから、そういうこともしっかり見きわめながら進んでいきたいと思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そうということで、笠松に移り住みたいと思っただけのような、中身を出して、共感をいただくような経営的な戦略をしていただきたいなということをお思います。

次に、指定管理者制度についてお尋ねをいたしますが、先ほど事業報告だとか計画書の中で、この第1条に収支予算書も含むということが書いてあるということで、ちょっとこれ私、見落としておりましたので、これは失礼しました。いずれにしましても、やはり1,000万円以上のお金をそちらのほうに出しているわけで、岐南町のようなああいった不正があってははいけませんので、やっぱりそのチェックをする必要があるんじゃないかと思います。

行政だけの、いわゆる向こうから出された事業報告、それから決算書だけを見てチェックだけじゃなくて、やっぱり笠松町として、平成28年度に1,100万円強のお金を出して、あそこを管理してもらっている以上、そういったものに対する監査というのはやるべきではないかなということをおもいます。この協定書にそのことを含めて、3年間の契約になっておりますので、毎年ということじゃなくて、例えばその契約の間の最終年度にその3年間の監査を行うと、これは笠松町としての公式監査という格好で持っていく必要があるんじゃないかなということをおもいます。

それについて、もう一度答弁をお願いします。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほど答弁でお答えしたとおり、今、サッカー協会との協定書の中で、収支報告や行政報告等を全ていただいて、きちっと指定管理者に対して評価検証を毎年させていただいて、チェックをさせていただいています。それにきちっとなることを確認した上で進めているんですが、その上でなおかつ、やはり監査が必要であるということの問題であれば、先ほど申し上げたように、私どもの町の監査委員が監査をされることで対応できるんじゃないかと思っておりますので、今、定期的な監査ということまでは、協定の中で両者の打ち合わせの中ではしておりませんでした。そういうことが今まで4年間ずっとやってきた中で、きちっと対応していること、そしてまた、相手のサッカー協会も県の協会でありますから、そういう協会における監査も向こうできちっとなっていることもありますので、今の評価検証できちっとしていけば大丈夫ではないかという思いでおりますので、その辺のことは、また監査委員と協議しながら進めていきたいと思っています。

[6番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 今、私言いましたように、評価検証というのは内部監査、内部だけのチェックだと。やはりこの内部だけですと、責任問題からいって、第三者の目が入ることによって、やはり見方が違いますので、そういった意味で監査をやったほうがいいんじゃないかなということをおもっているんですが。

私、同じような関係で県の指定管理者の制度について、ちょっと伺ってきました。県のほうも、3年に一度だとか、それから委託料については毎年だとかということの監査をやっている

ようなんですけれども、先ほど町長が言われましたけれども、岐阜県サッカー協会だから、相手も信用できる団体だと言われるんですが、あの岐南町が指定されたのはミズノという、これはミズノスポーツのミズノですからね。大きな会社にもかかわらず、そこに雇われた方が個人的な流用をしたということで逮捕されたんですね。

ですから、団体なり会社が一流であっても、その中におる人はどういう人かわかりませんので、やっぱりそこらもチェックをする必要があるのではないかなということも思って、監査は必要ではないかなあということも私は思いますので、総合評価だけじゃなくて、そういったことも進めていただきたいなと思いますが、もう一度、回答をお願いします。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、例に挙げられた岐南町のミズノのやり方、体制と、私どものサッカー協会の体制とは全く違う部分がありますので、それを誤解していただかないようにしていただかなきゃなりません。

というのは、あそこはお金を現金で徴収しているとのことで、我々は一切そういうことはないので、透明性の面で全然違いますので、そういう点での事故はなかったと思います。そういう点も含めて、私どもはいろんなものの行政評価をしながら、収支をチェックして毎年厳しく対応している中でありますので、そういう中で我々が気づいたことや問題点があれば、監査委員にきちっと報告して、相談しながら監査の必要性も考えてやっていけると思っていますから、議員の皆さんや、あるいは運営に対して御迷惑をかけないように、これは全力で進めていくことが責務ではないかと思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 最後になりますけれども、監査もそうなんです、あそこの利用状況からいって、本当にたくさんチームが使っているんですね。ソフトボールとしょっちゅうけんかをやっておるみたいな状況なんです。聞くところによりますと、利用料金もかなり増額、右肩上がりが出てきておることなんですけれども、団体の数からいっただらもっと利用料金があるんじゃないかなということも思ったりもしておるんです。

というのは、1面に対して使う団体が1時間幾らでしたかね、そういった料金設定をされているようですし、それから笠松町のチームが使うときは幾ら、笠松町以外の岐阜県のチームが使うときは幾ら、それから県外のチームが使うときは幾らということなんですけれども、申請するときは、例えば笠松のスポーツ少年団が申請を出す。そうすると、相手がどこであろうと笠松の団体が使うわけですね。それで、例えば1時間の間、2時間の間借りても、子供ですと、そんな長い時間やっておれない。例えば15分ハーフでやるとかということになると、その時間の中に何チームも何チームもやれるわけですね。その間はその申請した団体だけの料金でやっ

てきますので、その料金徴収がいいのかどうかということをおもいます。

先ほど答弁ありましたように、平成28年度1,166万9,000円の委託料、管理料を支払う中で、300万円の減額をしたと。これは、利用料金が上がってきたことによって、そのままサッカー協会に入ることによって、委託料を下げたとか、全体としては一緒なんだけれども、笠松町にとっては300万円の減額、支出せずに済むわけですから有益になるということなんですけれども、もっとその辺の利用団体がどういうふうなのか、その辺のチェックを、ただ単に決算書を見て、利用料金が幾ら、修繕料が幾ら、人件費が幾ら、通信費が幾ら、それだけじゃなくて、利用収入の中のそれが正しい利用収入なのかどうかというチェックもやっぱりしていくべきではないかなということをおもいました。

サッカー協会がごまかしているということをおもっているわけじゃないんですけれども、利用料の徴収に関して、こういうスタイルが一番ベストな利用料徴収ですよということがはっきり見えてこないとおもいますか。先ほどおもいましたように、申請団体が使えば、その料金だけしか収入にならない。本当に使っている団体ももっとたくさんあるんじゃないかなとおもってならないんですけれども、その団体から全部お金を徴収していないとおもいますね。していればもっとたくさんの収入になるとおもいますけれども、そういったことも含めて、チェックをしていただきたいなあとということでの監査をしていただきたい。

行政評価、総合評価の中で、それもやっているかもしれないけれども、その辺細かくやっていただきたいなとおもいますので、そういったことも含めてもう一度、町長さんに答弁をお願いしたいんですが。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、指摘された現状というのは、ちょっと私もよくわかりませんでしたけど、当然いろんなことも評価をしながら、チェックをしながらとっていくものだとおもっています。具体的なことが私にはわかりませんでしたから、そういうことも踏まえて、適正な評価やチェックができるように努めていきたいとおもっています。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（古田聖人君） お疲れさまでした。

この際、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

4番 川島功士議員の質問を許します。

○4番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

ます。

今回の質問は、学校給食費について、教職員の働き方改革の方策、給食費の一層の透明性確保の方策としての公会計化の導入についてどのように考えるかということと、公会計化について教育委員会がどのように考えておられるかという2点について質問させていただきます。

平成22年第1回定例会一般質問で、学校給食について質問いたしました。

このときの質問のきっかけは、保護者の方から寄せられた御意見が発端でした。最近、うちの子が給食が物足りない、おなかがすいてすいてと言っているが、それはなぜですか。本当ですかといったことからです。

そこで、私は公開されている給食献立表から平成21年度分全ての毎日の給食カロリーを表計算ソフトに入力し、グラフ化してみました。すると、10月から12月の3カ月間だけ平均カロリー値が明らかに低くなっていました。低くなった分を給食費で割り返し、合計金額を算出すると105万円程度になりました。

原因については、平成22年第1回一般質問でも明確な答弁は得られていませんが、恐らく同程度の金額分の食材費が少なくなったのではないかなと推測されます。結果として、子供たちのおなかに影響を与えたのではないかなというふうに、今でも考えております。

今回、もう一度給食費について取り上げるに至ったことがありました。

平成22年度の一般質問以来、給食費の公会計化は必要であるという考えに至って、あらゆるところで訴えてまいりましたけれども、この夏、羽島市の市長さんのフェイスブックで羽島市は給食費を公会計化するという記載を拝読させていただきました。その後、岐阜青年議員ネットワークの総会の場で市長に直接お会いする機会があり、真偽のほどを確かめさせていただきました。そして、羽島市の市長さんや議長さんのお骨折りで、教育委員会の方から直接、公会計化について確認することができました。

羽島市では昨年、公会計化を決定し、来年度4月から実施する予定であると伺いました。羽島市では2カ年度の準備期間をかけておられます。さらに調査を進めていきますと、文科省が示した学校現場における業務の適正化に向けて、平成28年6月13日付の文書であります。次世代の学校教育体制にふさわしい教職員のあり方と業務改善のためのタスクフォースという文書にたどり着きました。教職員の働き方改革の方策についてまとめたものですが、その中でも2番、学校給食などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放するという項目が上げられています。

我が町では、給食費の未納は大変少なく、その分での負担は現在のところ少ないとは思われますが、今後どのように展開していくかは確定的に言えることではありません。また、既に公会計化された自治体の結果として、学校給食費を公会計化し、徴収管理等の業務を教育委員会や首長部局に移行した自治体においては、教員の時間的かつ精神的な負担が大きく減少してい

るほか、一般会計に組み入れられることにより、会計業務の透明性が図られるとともに、年間を通じ、安定した食材調達等が可能となったなどの効果があらわれていると報告がされております。

冒頭に述べたように、平成21年度の食材費のような問題も発生しづらくなると思われま。感染症の流行により、学級、学年、学校閉鎖等への対応、天候不順による野菜高騰などの事故への対応、さらに毎年行っている年度当初の現金確保のために繰越金を用意する必要はなくなると思います。

現在では、繰越金の問題は大きな問題にはなっていないようではあります。災害の対応を初め、問題が発生したときに、児童・生徒のおなかに責任をとらせることがないようにするためにも、透明性の確保、教職員の働き方改革、食材の安定的供給を図りつつ、学校給食に対する笠松町としての考え方をはっきりと示す意味においても、公会計化を進めていくべきであると確信しております。

給食費以外の学校徴収金の全てを学校から切り離すようにも求めています。

学校での教育では、カリキュラムも一緒、教科書も一緒で、あとはそれを教える先生次第だと考えています。優秀な児童・生徒の育成に欠かせないのは、優秀な教員確保にかかっていると断言して思っています。ここに記載されているような労働環境以上を整え、教員の側からぜひ笠松町の小・中学校に赴任したいと言われるようにしていくことが、笠松町の子供たちの教育に最も重要なことで、行政が取り組むべきことだと考えています。その第一歩として、給食費の公会計化を検討してはどうでしょうかと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

また、教育委員会としては、取り組みの第一歩として、給食費の公会計化についてはどのような考え方をお持ちでしょうか、お答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（古田聖人君） 4番 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

学校給食の給食費の公会計化についての考え方ではありますが、これは昨年の6月に文科省から通知をされました学校現場における業務の適正化に向けての中で、この学校給食費を公会計化することで、職員の負担軽減等が図られるという観点から、地方自治体が学校給食費の徴収や、あるいは管理業務を行うために必要な環境整備の必要性を示されたものであります。

そこで今後、学校や保護者への周知や、そしてまたシステムや会計ルールの整備など、内容を整理した上で、この公会計化に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（古田聖人君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 今、町長の答弁にありましたように、教職員の働き方改革につま

ては、平成28年6月17日付、文部科学省発の「学校現場における業務の適正化に向けて」、この通知の中の「教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する。」その1番には、従来の業務を不断に見直す「業務改善」がありまして、それに続いて2番目に、議員からの御指摘のあった「給食費等徴収管理業務からの解放」として、「学校給食費の学校徴収金会計業務というのを学校の教員ではなくて、学校を設置する地方自治体が自らの業務として行う」ということが示されておるわけでございます。

また、平成29年7月5日付の岐阜県教育委員会発の「教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取り組み方針」の中の具体的内容として「教職員の働き方改革プラン2017」、こういった形でそれが示されまして、時間外勤務時間が年720時間、月80時間を超える職員の把握と指導について市町村の教育委員会において取り組みを促進するということが示されております。

現在、笠松町内教職員の超過勤務の状況について、昨年度11月の調査でございますが、過労死ラインと言われる月80時間を超過している教職員、管理職を除きますが97人中37人ございまして、約38%になります。これについては、既に取り組みを始めておりますけれども、今後、学校訪問、校長会、教頭会等の機会を通して継続的に状況を把握しまして、勤務環境の改革について努めてまいります。

また、このような全国的な勤務環境改革の流れの中、学校給食費にかかわる事務というのは、月々に行われる事務として給食予定表による食数を給食センターへ報告すること、それから欠食数に応じた返還金の額を確認することであったり、集まった給食費をセンターへ納入する、それから未納児童・生徒への対応、それから食物アレルギー児童・生徒への返金など、大変多岐にわたっております。

その中で、学校給食費の徴収にかかわっては、経済的理由で就学が困難な児童・生徒を持つ保護者に対しましては、給食費や学用品、その他学校に必要な経費の援助、いわゆる就学援助を行っております。認定基準に基づき適正にその可否を決定しております。基本的には未納というのが発生しないようになっております。したがって、この制度がある上での学校給食費未納である状況でございますので、その対応については、個々に応じた丁寧な対応が必要になっているのが現状でございます。

町内の7月末の現状といたしましては、数名が未納の状況でございます。その対応については、学級担任から支払いの依頼、事務職員、管理職による支払いの依頼を行っている状況でございますが、今後、業務の適正化に向けて公会計化と教育文化課と連携して進めてまいりたいと考えています。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 大変前向きな答弁を教育長と町長のほうからいただきまして、ありがと

うございました。

平成22年の第1回のときには、一概に答弁はできないが対応を考えねばならない部分であることは間違いないという旨述べたという議事録になっておりますが、その後は余り検討はされていみせんでしたが、時代の流れというか、そういうことで、方向性はつけられたかなというふうに思っております。やっと時代が私の意見に追いついてきてくれたかなという思いはありますけれども、ぜひともお願いしたいと思ひます。

今後とも、今、教育長がおっしゃったように、1番目に業務改善の不断の努力、2番目が学校給食、3番目が校務支援システムの管理というような形の順番になっておりますが、先ほども言ひましたように、例えば笠松の学校にぜひ赴任したいという教職員の方をふやしていくというのは大事なことだと思ひています。今、暮らしている方を幸せにする大事な一歩だと思ひていますので、教育委員会ともぜひ話し合ひて、業務改善の方向に向かひていってほしいと思ひますが、いま一度その考え方の確認をお願いいたします。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、教育長からもいろいろ答弁あつた中でもありますし、また私どもも国のそういう対応の中できちつと進めていくことでありますので、ぜひこのことは、早速検討しながら、これは確かにいろんなシステムや周知の問題もありますから、すぐ来年からというわけにはまいりませんが、やはり1年ぐらひの周知期間やシステムの変更期間が要ると思ひます。前向きにこれは対応しながら進めていきたいと思ひています。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

2カ年度ぐらひはかかるんだろうと思ひますので、この調子でいくと再来年度の4月が限界かなというふうに思ひております。それにもまして、以前からお願いしている校務支援システムですね、先ほど教育長が述べられたように、学校を休まれる方の全体的の把握ですとか、いろんな管理業務を集約していくことができると思ひますので、そちらのほうもよろしく願ひいたしますということです。

それから、教育長にも、今、町のほうと相談してという話がありましたけれども、現実問題、40%ぐらひの方が80時間以上の業務オーバーをしているということで、話を聞いてみますと、もともと教職員という方は、給料の3%を残業代として初めから組み込まれているというふうに聞いたことがあります。3%と言われると、何時間分に当たるかわかりませんが、恐らく全員が、悪い言い方をするとサービス残業をしているという状況が続いているのではないかなというふうに思ひます。

私の息子も教職員をしておりますが、ほぼ朝7時半ごろ家を出ていくと、帰ってくるのは毎

日12時過ぎと、土曜日も日曜日も、夏休みもほぼ毎日出勤しているという、担任がなくてもそういう状況であります。もちろん羽島郡2町の教育委員会の管轄外ではありますけれども、岐阜県内ではあります。

そういうことを考えると、今後ともぜひ、笠松町の今後の発展のことも考えて、教職員の働き方改革を不断に実行していただきたいと思いますと思いますが、その考え方の確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（古田聖人君） 官脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 教職員の実態につきましては、先ほどお話をさせていただきましたが、トータルをいたしますと昨年度11月の段階で、月平均でございますが、夜8時以降学校に残る教員というのはほんのわずかでございます。

私どもが考えておりますのは、給食費を公会計化することで一番恩恵を受けるのは、月々の決まった金額、公会計化しますから、給食センターさんのほうで安定して献立が立てられて、安定して子供たちに給食ができるというのが大前提だと思っています。

その上に、働き方改革にそれが生き、言ってみれば先生方が早く帰ることができれば、それはいいことだなと思っていますが、頭に置いておかなければならないのは、先生方が早く帰るようになったから教育の質が落ちたということがないように、きちんとしていたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

まさに教育長と町長のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、言っても、先生のじゃあ早く帰りなさい、5時にエアコンの電源を落とすなさい、照明を落とすなさいというような一律的なやり方になってしまったんでは、例えば先生としてのモチベーションを落としてしまうような政策になってしまっただけではいけないので、モチベーションを維持しつつ、教育者になったことに喜びを感じられるような職場環境を町と教育委員会で重ねて努力をしていただきたいと思いますということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田聖人君） 続きまして、7番 岡田文雄議員の質問を許します。

○7番（岡田文雄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

本題に入る前に、今や地球規模による異常気象が起きており、各地で災害に遭われた市民の皆様、そして市町村に対し、お見舞いの言葉を述べたいと思います。

ことしの夏は、猛暑と予想されていきました。七、八月が過ぎ、予想を裏切り冷夏となり、また各地域で予想もできない未曾有の集中ゲリラ豪雨。近隣では一宮市、犬山市、可児市等、1

時間に100ミリ以上の豪雨、処理能力を大幅に上回る大雨、被災をされた市町村には、まずもってお見舞いを申し上げます。

幸い当町では、50ミリを超える豪雨はありませんでした。そして、数年前から雨水調整池工事が計画的に進められ、当町のスローガンであります安心・安全なまちができて上がると思います。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

今回は、運動公園の進捗状況についてと今年度の工事予定についてを質問させていただきます。

内容は、1. 今年度の工事内容について、2. 利用者ニーズの把握について、3. 四季を通じて多くの人を楽しめる公園にするための方策について、4. 公園内には自販機しかないので物品販売とかができないか、以上4点について質問いたします。

私は、立ち上げたときの運動公園基本計画策定委員会の副委員長をしておりましたので、責任と理解をする立場から質問をさせていただきます。

運動公園は、都市公園として整備が進められ、平成27年度末に大型複合遊具、幼児用遊具が整備されて以降、大勢の子供たちやその家族の方々に利用されるようになりました。今年度で5カ年計画の最終年度になりますが、その概要についてお尋ねをいたします。

まず1つ目、全て完成し、終了するのですか。そして、策定委員会での決定事項がそのまま整備されて完成されるのでしょうか。また、来年度以降に整備を検討している施設があれば、あわせてお聞かせください。

次に、利用ニーズの把握についてをお尋ねします。

多くの利用者が訪れるようになって、意見や要望、あるいは苦情が寄せられているか、把握している範囲でお聞かせください。また、利用者の意見を聞き、反映していく考えはあるのかお聞かせください。

3つ目に、四季を通して多くの人を楽しめる公園にするための方策についてお尋ねをいたします。

ゴールデンウィーク前後の休日の運動公園は、テントが幾つも立てられ、大勢の家族連れでにぎわっていました。イベント開催以外で、これほどの人が集まっている施設はほかにありません。しかし、人が集まるのは、過ごしやすい春と秋に限られています。公園には、日よけとなる場所も少なく、暑い季節には、訪れる人も極端に少なくなってしまうます。寒い冬も同様であります。

学校の夏休み、冬休みに子供たちが遊べるような、夏であれば水に親しむ施設を臨時で設置するなどの工夫はできないものかをお聞かせください。

4つ目に、自販機しかないので、商品の販売はできないのかについてお尋ねをいたします。

当初は、都市公園内の飲食の販売ができないと聞き及んでいましたが、都市公園のニュースを聞いていますと、いろいろな業種の販売ができるような報道ニュースが流れました。

そこで、当町の運動公園では、どのような対応を考えておられるのか、お聞かせください。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古田聖人君） 岡田議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、岡田議員さんからの運動公園の進捗についての御質問であります。まず第1点目の今年度の工事内容についての御質問であります。

笠松町運動公園の改修につきましては、住民の皆さんとの協働によって、より高い満足度を感じることができる公園づくりを目指して、平成23年度に笠松町運動公園改修基本計画策定委員会を組織して、協議や検討を重ねて改修基本計画を策定させていただきました。今言われたように、議員にはこの副会長として重責を担っていただいている御指導をいただきました。そしてまた、この厳しい財政状況の中で、事業費の確保を図るために、事業費の2分の1が交付される、いわゆる都市公園として整備することとして、平成24年度に都市計画決定を行って、その後、事業認可を受けて平成25年度から5年計画で事業を進めており、その最終年度が今年度になっております。

事業の2分の1が国からの交付金で賄って整備を進める予定でありましたが、平成27年度から要望どおりの額がなかなか交付されない状況もあったり、当初計画どおりの改修整備が困難な状況となってきておりました。

変更内容としては、主にグラウンド側のトイレやミスト、そしてまたペットの係留所、サイクルポートやサークルベンチの設置などを見送りさせていただいて、ほかには園路や水飲みや多目的シェルターや植栽等の使用などは、数量等の変更を行って進めさせていただきます。

また、来年度以降の整備についての御質問であります。今年度この予算の範囲内で最大限効果的な整備を行って事業を完了したいと考えております。

なお、引き続き利用者の皆さんからの意見や要望を聞きながら、この都市公園として機能を十分発揮できるように維持管理に努めていきたいと思っております。

2点目に、その公園に対して利用者ニーズの把握についての御質問であります。

利用者の皆さんからの意見や要望、苦情については、平成27年度にかさまるくん遊具というのが設置された当初は、使用マナーに対する苦情等が寄せられましたが、遊び方やマナーの啓発看板を設置しましたところ、その後は苦情等の意見は特にありませんでした。また、北側道路の路上駐車についての苦情もあり、これに対しては、注意看板の設置や、あるいは長池の町民運動場の駐車場の利用案内表示をさせていただいて対応をいたしました。ほかには日陰やベンチが欲しいとの要望もありましたが、平成28年度に遊具周辺にベンチやパーゴラを設置し、

今年度は公園の中央にあずまやや、あるいは北側園路に植栽やベンチを設置する計画で今、進めさせていただいております。

利用者の方々のニーズの把握については、現時点では利用者アンケート等を実施する予定はありませんが、利用者からの意見や御要望、そしてまた利用状況等を注視しながら必要に応じて今後の公園整備に反映をさせていただきたいと思っております。

3点目に、四季を通じて多くの人を楽しめる公園にするための方策についての御質問であります。

この公園の利用実態として、春や秋の過ごしやすい季節に対して、夏や冬の公園の利用者が少ないことは承知をしております。

この利用者が少ない季節への工夫としては、例えば夏場は水を利用した施設の設置や、冬場はイルミネーションやライトアップの設置等が考えられますが、いずれも水源や電源等の確保や維持管理体制の徹底など、さまざまな課題を検討する必要がありますので、今すぐ実施というのは難しいと考えております。

夏や冬の利用者増加に向けた工夫や取り組みは、今後の課題でありますので、他の市町村の施策等を調査し、研究をしていきたいと考えております。

次に、公園内での物品販売についての御質問であります。

この都市公園における物品や飲食の販売については、笠松町都市公園条例の第3条に規定する都市公園内行為許可の処理基準に関する内規によって、販売行為についての許可条件というのを定めさせていただいております。

一般の営利目的の店は原則許可はできません。しかし、商工会などの団体が共催や後援したり、また協賛する場合で、企画書等によって地域振興に寄与したり、社会福祉に貢献するものと認められれば許可をすることができます。

公園内での物品や飲食の販売は、さっきの質問にありましたように四季を通じて多くの人を楽しめる公園にするための方策の一つに上げられますので、ぜひこれは活用できるように進めていきたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

1回目の答弁で、私の思っていることがほとんど答弁されました。

そこで、もう少し中身に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私が運動公園基本計画策定委員会の副委員長をしておりましたときに、倉庫がないから倉庫をつくるというような方向で考えているようなことをお聞きしたんですが、その後、倉庫のほうは全然計画に上がってこないんですが、どのようになっているのか。例えば芝刈り機とか、

芝にやる水の倉庫ぐらいは必要じゃないかと思いますが、その辺のところお尋ねしたいと思います。

○議長（古田聖人君） 田中建設水道部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 運動公園内のトイレの横のところに倉庫をつくる予定はないのかというような御質問でございますが、現在のグラウンドには器具庫がございますので、公園内に運動施設の器具庫を収納する倉庫を設置する予定はございません。ただ、現在設置してあります器具庫が老朽化等により更新が必要となった場合には、設置場所も含め、運動施設担当の部局と連携をいたしまして検討していく考えでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） 今度、整備される予定の駐車場の一番西側ですが、あそこは今、未舗装ですが、あそこへ舗装をされるというふうに聞いておりますが、あそこはちょっと空き地になると思います。そこら辺のところへ、既製品でもいいですから、倉庫を考えていただくと。というのは、ちょっとお聞きするんですが、運動公園の草刈りは年何回で、何月と何月に刈られるのか、その辺のところもちょっとお願いします。

○議長（古田聖人君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 運動公園の除草についての件でございますが、年2回、7月と10月に実施をする予定でございます。それ以外に、毎週火曜日にシルバー人材センターのほうで落ち葉などの清掃を行っていただいております、その際に、雑草については可能な範囲で少し除草作業をしていただいているというような状況でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） 運動公園の草ですが、二、三日前の日曜日の操法大会のときに、町長もお見えになって見られたと思いますが、草が30センチ以上で、子供遊具のところも四つ葉とかいろんな雑草で大変動きにくいということで、今お聞きしたところ、7月と10月。今、夏ですと1カ月で本当に伸びるんですよ。だから、年に2回というのはちょっと少ないと思うんですが、職員の方も見られてわかっておるとと思いますが、本当に子供の遊園地を利用するには、やはり芝をきれいに、それがやはり都市公園の成り立ちだと思いますので、その辺のところを考えながら。

実は、ボランティアの二、三の団体が、この7月、10月のやらない間のときに、ボランティアで草刈りをやってはどうかという提案があったんですよ。だから、町のほうへ許可をもらうのか、独自でやっていいのかという質問がありましたので、そのボランティアの方に連絡したいと思いますが、その辺のところは、どういう方法でやったら許可が出るとか、それとも町に

草刈り機があるからそれ使えるとか、そういう話があったらちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（古田聖人君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 運動公園内の除草作業をボランティアで行いたいというような御質問でございますが、そちらについての許可等は特に行っておりませんので、ボランティアでやっていただく分については、非常にこちらとしても助かるというふうに考えております。

なお、そうした除草作業によって生じました集草については、集めていただければ、こちらの職員のほうで回収したいというふうに考えております。

また先日、草のほうが非常に伸びておるといような御指摘もございましたので、一部職員の方で除草作業をさせていただいたところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 7番 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） ありがとうございます。じゃあ、よろしくをお願いします。

続きまして、みなと公園では、今、週末バーベキュー場がすごく人気を得ておりますが、運動公園のほうでは、バーベキュー施設をつくらとかつくらないとか、その辺のところちょっとお聞きしたいんですが、町長にちょっとお聞きしたいんですが、バーベキューのできるようなみなと公園はトンボの格好してあるわけですが、そのように何か方法を考えて、バーベキューをするようなところはつくるような予定はどんなものでしょうか。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今のバーベキュー場の答弁の前に、一言ちょっとつけ加えたいのは、今、部長がボランティアの方で草刈りを自由にやっていただくことはありがたいことであると。そのとおりであります。やはり除草時におけるいろんなけがや事故等の問題もありますから、やはりきちっと町に言っていた中で、対応を一緒にしていくことでやらなければ、せっかくの好意でボランティアで刈っていただいたときに、我々も知らず、誰も知らないところでけがをしてやっていただいているは申しわけないですから、そういう点のことだけまたチェックしながらお願いしたいと思っています。

そして、運動公園にバーベキュー場をという御質問であります。今、私どもの中では都市公園内でのバーベキュー場というのは、みなと公園のバーベキュー場だけしか許可はしておりません。環境を見てもみますと、運動公園というのは、非常に周りが住宅街に囲まれているところでもあります。スペースの問題もいろいろあるんですが、それと同時にバーベキューによるにおいや騒音やいろんな問題が周辺の住宅の皆さんにも及んでくる心配もありますので、バーベキュー場の設置というのは、今、想定に入れてやっているわけではありませんので、まずそのことは御理解をいただきたいと思っています。

[7 番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 7 番 岡田議員。

○7 番（岡田文雄君） 1 回目の町長の答弁で、やはり住民からの要望とか、いろいろ出てくると思いますので、そのときにはまた考えていただきながら、またいい方向へ持って行っていただくようによろしく願いいたします。

それから、次に入っていきますが、ステージのほうの問題ですが、ミニコンサートというのが今度また中央公民館であるんですが、せっかく運動公園にステージがありますので、その辺のところ、例えば秋には名月を題材にしたミニコンサートが夜できますので、すごく涼しいときで、またみんな出てきていただけたら、そういうところで月見の会とか、そういうようなものをやれるようなステージだと思います。

それで、それに対して設備のほうはどのようにしているのかという、それができるのかできないか、その電気関係の設備がどうなっているかということをお聞きしたいですが、この辺のところを部長のほうから答弁お願いします。

○議長（古田聖人君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 運動公園内のステージについてのコンサート等の音響などの設備についての御質問でございますが、音響設備そのものはございませんが、電源等の確保はしてございますので、機材を持ち込むことによって、そういったコンサート等に活用することは可能であるというふうに思っております。

[7 番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7 番（岡田文雄君） ということは、アンプとかそういうものは、自家で持ってきてやられるということで、これは有料になるんですか。公園自体は有料ではないんじゃないんですかね。そこら辺のところをお聞きしたいんですが。

○議長（古田聖人君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） ステージについてですが、通常、ふだん使用する分については、特に使用料をいただくようなことはございませんが、広場等を使ってテントを立てたりなんかをさせていただくというような状況でありますと、許可を出していただいてというような形になりまして、一部有料になる場合がございます。

[7 番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7 番（岡田文雄君） 許可を得てステージを使うということが根本的な考えということですね、わかりました。

ぜひ、そのステージを使えるようなイベントをこれからも募集するなり、何かの機会に宣伝

していただくとありがたいと思いますので、ぜひ有効利用していただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それから、ドッグランについて、最初委員会でドッグランをつくりましょうという話が出ましたが、これが知らん間に消えちゃったということで、今現在も犬をだっこして入られる方が二、三、お見えになりますし、今現在、何もないですが、もし子供の遊び場のところでふんが落ちて、子供が寝転んだときに子供にふんがついたと。一応モラルの問題ですが、町に文句が来たという場合は、どのような処理をしたらいいかと。そうならないためには、犬を預ける場所が少し要るんじゃないかというふうに思いますが、その辺のところ町長のほうでどんなもんでしょうか。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） ペットの係留所とか、ペットが楽しむ広場というのは、今初めにお話ししたとおり、現時点では見送りをさせていただきました。いろんな諸事情の中で判断をしたこともあります。今はペットは見送りにさせていただきました。それだけに、公園内にペットを連れてきていただいて、そこでそういうふんの問題やいろいろな問題が出てまいりますから、私どもはそのかわりに、公園の入り口にペット同伴で中へ入っていただくことは御遠慮いただけるように啓発をしていきたいと思っています。やはり、そういう問題が出てまいりますから、あらかじめきちっとそういう啓発をしていきたいと思っています。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） そのように、看板等で周知をよろしく願いいたします。

最後になりますが、公園内での物品販売についてですが、今、町長が言われたように、やはり何かの会、そしてボランティア的でしかだめと。今、三、四人がここで販売したいというような要望が出ていますけれども、やはりそういう場合も商工会と町といろいろ精査していただき、条件も厳しくある程度していただいて、そのような販売をしていただくと子供たちも喜ぶと思います。ことしの夏なんかでも、暑くて氷が欲しい、アイスクリームがどこに売っているとか、いろいろ言われまして、飲み物は自販機であったんですが、そして、昼テントを張って、テントの中で食事したいから、だんごかフランクフルトか何かあるといいなというようなお話も常時伺っていますが、その辺のところはどこまでできるのか。恐らく、だんごを焼くときとか、そういうときは火を使います。それは使っているものなのか。氷は手でやるとか何かしますけれども、そこら辺のところをどこまで許可していただけるのか、少しお尋ねしておきます。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほどの答弁でもお答えしたとおり、やはり個人的な営業目的だけで、自分で勝手にそこで物品を販売したり、物をつくることは禁止をさせていただいております。

ただ、運動公園だけではなくて、みなと公園においてもありますが、やはり食べるものとか、そういう楽しめるものとか、暑いときには氷とかというのは多くの皆さんが望んでみえることでもありますし、また公園を有効に利用する一つの大きな手がかりにもなることでありますから、物品販売というのは前向きに検討しながら進めていきたいと思っています。ただ、きちっとしたルールと責任を持った対応で、その都市公園の中での販売ができるように、よく検討し、知恵を絞ってそういう対応ができるように前向きに検討していきたいと思っています。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） 最後と言いましたが、もう一つだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

運動公園の西側にグラウンドがありますが、グラウンドの周り1周できるコンコース、あれは何コースと言うんですか。400メートルぐらいあるんですか。

あそこで歩いている方が、私はきょう何メートル歩いたかなというような目的を持って歩いておみえになります。きょうは3周した。じゃあ、あしたもう1周しようかというように、いろいろ話を聞いていますとそういうような状況であります。そこへ、100メートル置きぐらいのメートルの印か何かをちょっとつけてもらおうと、歩いている方も恐らくそれを目標にできるとしますので、その辺のところを最後にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 園路の外周のことを言ってみえるのでしょうか。

〔「グラウンドの周り、公園じゃなしにグラウンドだけ」の声あり〕

グラウンドの周りというかどうか。

いずれにしても、園路を歩かれたり、楽しまれる方がそういうことで利用される方が便利であれば、これは表示をしていくことは別に悪いことじゃありませんので、そういう園路表示に対しては検討させていただきたいと思っています。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 7番 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） ぜひよろしくお願いたします。

それで、この周りに木が植えられるそうですが、ソメイヨシノと聞いてますが、これは一つのとり方ですが、全部ソメイヨシノが7本なのか、例えば岐阜県の有名な桜を、荘川とか淡墨とか、白川町の水戸野桜とか、そういういろんなものを分けて入れるのか、ソメイヨシノを全部にするのか、その辺のところもこれから検討していただきながら、これも人のとり方ですから、その辺のところも考えていただきたいと思っています。

財政の厳しい中、多くの費用を投じて防災機能も備えた都市公園に改修し、子供たちの歓声が聞こえるようになり、よかったと思っています。近隣には同様の施設がないこともあって、

答弁にあったように、町外の団体の利用もあります。せっかく町内外から多くの人が集まる場所であるため、四季を通じて楽しめる工夫をして、地域住民の交流拠点となるよう、今後も利用者の意見を聞くなどして、適切な維持管理や費用の問題もありますが、施設整備をお願いし、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（古田聖人君） この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時30分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

5番 田島清美議員の質問を許します。

○5番（田島清美君） 議長の許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

1つ目は、今後のイベントについての質問です。

現在、笠松町では年間を通して大きなイベントから、講演会や発表会まで、多くの行事があります。主なイベントとその経費は、次のとおりです。

4月は春まつりで約200万円。5月はEボート大会で約96万円。8月は川まつりで約1,200万円。10月はリバーサイドカーニバルで約900万円と、町民運動会に約130万円がかかっており、それ以外にも道德のまちづくり講演会、ファミリーコンサート、美術展、防災講演会など数々のイベントがあります。

にぎわいを見せているものもありますが、春まつりなど来場者が少ないものもあり、企画内容にマンネリ化も感じられます。そこで、できるだけ少ない費用で、より効果的に多くの人に楽しんでもらえるイベントを開催できるよう、企画段階から画期的な見直しが必要であると考えます。

以前、まちづくりびと講座で、イベント等の企画にたけている方が2万円ですてきな企画をされているのを見たことがあります。例えば、商工会の関係者やNPOの方々、民間の方々にアイデアを募集して、手づくり感的なブースも取り入れ、新しい企画を生み出すことが必要だと思います。

リバーサイドカーニバルでは、笠松町議会の担当が風船釣り、ふわふわ、スーパーボールすくいローテーションですが、新たなものも提案してみてもどうかと思います。より多くの人に参加していただけるような企画を、住民の方々の提案型で作り出し、まちの活性化につなげていけたらよいのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

また、開催日が毎年同じ日であり、地元の行事と重なるため参加できないとの声も多く聞きます。財政的な負担軽減のためにも、イベントによっては開催を隔年にするなど、検討が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目は、ごみステーションについてでございます。

昨年、12月議会で一般質問いたしました。先日、御近所の方から、出し忘れた瓶を大規模小売店に捨てに行ったが、回収場所がなくなっていてとても困ったとのことでした。自宅にためておくのが嫌なのでとても苦になるとのことで、笠松町にも岐南町や旧柳津町のようなごみステーションをつくる計画はないのでしょうかと聞かれました。

また、子供と同じ通学班の方が、先日の暑い日にごみ当番に当たって、たまたま夏休みの期間だったのでいいものの、朝7時から8時はとても多忙で、学校がある日なら行けないのでごみステーションが欲しいとの要望をいただきました。

以前より私は、ごみステーションの必要性を感じ、一般質問しておりますが、56町内会長や廃棄物減量等推進員の会議で各町内会の判断によるということで、多くの町内会は従前どおりの体制で回収されているのが現状であると聞いております。

現在、資源ごみ分別回収等推進交付金として町内にお金が入るため、町内会もそれを当てにしているようですが、それもごみ当番制の見直しが一向に進まない理由だと思います。

以前実施された家庭ごみと資源に関するアンケートにおいても、ごみ持ち込み施設の設置についての要望もたくさんあると承知しておられると思いますし、昨年12月の一般質問でも検討したいとの答弁でしたが、その後どうなったでしょうか、進捗状況をお聞かせください。

また、ごみステーションの設置が難しいとのことでしたら、今、円城寺にも民間のエコステーションがありますし、松枝のほうにもありますが、総合会館、松枝公民館、中央公民館などに簡単な回収ボックスを置いていただくとか、月2回のプラスチック製容器包装収集日に全ての種類の資源ごみを収集するなどして、資源ごみを出す回数や方法をふやしていただきたいと思うのですが、そのお考えはないでしょうか。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（古田聖人君） 田島議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、田島議員さんからの質問で、第1点目のイベントについて、このあり方や、あるいは財政負担等の軽減に対する御質問であります。

このイベント等に対する財政支出については、確かに私どもの財政で厳しい財政状況の中、意見にもございましたように、隔年実施するなどすれば、それは財政負担の軽減にもつながってまいります。季節的な行事やイベントや、あるいは防災講演会などのように、継続的に実施することによって事業効果が発揮される事業もあります。そのような中から、今後とも引き続いて予算編成過程において、その事業の目的や狙い、そしてまた効果などを総合的に検証して、さらにPDCAサイクルの視点も加えて、適切な開催方法や、また時期についても配慮していきたいと考えております。

また、そのイベントは、資金やあるいはマンパワーなどを注入して実施をされるものでありますし、その結果というのは、やはり来場者という結果であらわされてきております。そしてまた、イベントの成果として、これはうちの的には達成感や人の輪、また外的には地域の知名度のイメージアップ、そしてまた来場者の消費による経済効果がもたらされること。

しかし、これらの成果というのは、やはり一過性のものでありますから、本当の成果というのは、このイベントを実施することによって地域に何がもたらされるかということであると思っております。当然、地域おこしに資する力を継続して生み出すためには、今まで以上に大きな目的意識が必要だと思っております。また、リバーサイドカーニバルであっても、川まつりやあるいは春まつりのような伝統行事であっても、これは常に清新な気持ちで臨むことが望まれているものであります。

私たちのまちには、この文化的、歴史的な資産や、あるいは清流木曾川の自然環境の資産、そしてまた大都市近郊という地理的資産もあり、その資産を守ってきたマンパワーもあるわけでありまして。今後とも、このような活動によって、郷土笠松町をどのようなまちにしたいかという明確かつ共感を得ることができる意義を明示して、引き続いて町民の皆さんの意見を取り入れながら、参画しやすい体制づくりに努力をして、イベントの効果を定常的な地域おこしに生かすために努めてまいりたいと思っております。

次に、ごみステーションの問題で、まず第1に、ごみの持ち込み施設の進捗状況についてであります。そして、資源ごみの回収回数の方法の追加についての御質問であります。ごみの持ち込み施設に関する進捗状況につきましては、平成28年3月策定の笠松町一般廃棄物処理基本計画に沿って、平成31年度からの持ち込み施設の設置に向けて、課題の整理や実施方法について検討しているところであります。それにあわせて、瓶や金物瓦れき等の家庭から出るごみの取り扱いについても、同様に検討を加えているところであります。

次に、公共施設への回収ボックスの設置については、これは収集のための相応な敷地の確保や、あるいは持ち込み車両の騒音や往来、そしてまた設置管理費の問題等、課題があります。

また、岐南町のような常時持ち込み施設を整備した場合、その人件費や施設整備費や委託業者の体制等の課題もあります。その他、現在の月1回の回収回数から2回にふやした場合、委託業者の人数や車両確保等が必要となって委託料が増加することも考えられます。このようなことにより、今、収集方法や回数等を見直した場合の費用や、回収方法ごとにおける課題を整理しながら、現在その調査研究をしているところであり、今年度末をめどに今後の収集方法を議員の皆さんにお示しをし、御意見をお伺いしたいと考えております。そのときにはまた、御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

まず、イベントに関してなんですが、リバーサイドカーニバルのことなんですが、これは平成4年に始まって、目的は本町の小売業の方々がお店を出して、この笠松町の活性化ができるようにということで始められたとお聞きしているんですが、今現在、そのお店が出されていないようで、その原因というのを把握されているかということをもまず1点お答え願います。

○議長（古田聖人君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

リバーサイドカーニバルには、シニアの町内事業者の方、笠松陣屋市というようなコーナーに出店をいただいております。このところ、議員さんのおっしゃるとおり、出店の店舗数も少なくなってきております。原因につきましては、やはり高齢化に伴う廃業ですとか、後継者がいないということによる廃業というようなことで、事業者自体の件数が少なくなっているというのは現状で認識をいたしておるところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 田島議員。

○5番（田島清美君） やはり高齢化の波ということで、本来の目的からずれていってしまうということで、ちょっと残念かと思うんですけど、先ほど伏屋議員も言われましたが、いろんなイベントをやると、各地からいろんな方が来てもらえるということをやっぱり考えていかなきゃいけないと思うんです。

その中で、以前私がみなと公園のほうで、元気きそがわか何かのメンバーの方か誰かがフリーマーケットを企画されていて、そこには若い芸術家の方の作品とか、すごい個性的なお店がたくさんあって、海外のフリーマーケットみたいな感じで、すごく楽しい雰囲気でも盛り上がっていたなあという記憶があるんですけど、そういった、要するにノウハウを持った方がやっぱり笠松町には、NPO法人の取得された方とかたくさん見えるので、昔、平成十二、三年のころですかね、そのリバーサイドカーニバルをやるに当たって、イベント実行委員みたいな、要は町民の方がボランティアをやりたいとかという有志ある人たちを集めて、最後のフィナーレのときにこういうふうにしたほうがいいのか、結構そういうのをやってみえたと思うんですけど、その後そういうのはどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（古田聖人君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

議員さんお話しくさいました、イベントにかかわってくださる皆さんというのは、当時、イベントサポーターという形でイベントの参画等にかかわってくださってきた方々のことをおっしゃっているのかと思います。当時、そういったいろんな形で加わっていただいていたんですけども、その位置に加わってくださっていた方たちがお亡くなりになられたり、いろんな

状況の中で減少に至っております。

昨今の状況を申し上げますと、このところでは同じくイベントボランティアというような形で形態を変えまして、町民の有志の方でありますとか、あるいは特に御承知のところですが、笠松中学校の中学生の皆さんが中ボラというような形でイベントに加わっていただいて、事業のほうを進めさせていただいているというような現状になっています。以上でございます。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、状況は部長から説明させていただいたんですが、先ほどの答弁の中でも申し上げたように、例えばリバーサイドカーニバルを捉えてみると、今から20年ぐらい前に、住民の皆さんの力によって生まれてきたリバーサイドカーニバルでありましたし、それなりにいわゆる商店街の皆さんや多くの皆さんが集まって、地域おこしのためにやろうというイベントとして成り立ってきたわけですね。それから20年たって、今説明あったように、いろんな地域の状況も変わってきましたし、人的な要素も変わってきた、これはどこでもあり得ることだと思います。

それで、先ほど申し上げたように、ただ経済的な部分だけで一過性のもので終わるのではなくて、このイベントによって、やはり地域おこしに資する力を蓄えるために、どのような部分でどのような対応をしたらいいかということは、これからやはりもう一度見詰め直して考えていくべきではないかという思いで、先ほど答弁をさせていただきました。20年たった、例えばリバーサイドカーニバルにしても、これから先のあり方ややり方についてはよく検討をしながら進めるべきであると思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 田島議員。

○5番（田島清美君） よくわかりました。

今、笠松まちめぐりアプリとか、レンタサイクルのそういった事業もやってみえるもので、ぜひ、いろんな地域からこのイベントを通してでも笠松に来ていただくように連携して、これからもこのイベントの企画とかそういったものに、町民がかかわっていけるやり方を検討していただきたいと思います。業者におんぶにだっこみたいな感じじゃなくて、そのイベントに多少でも自分の意見が入って加われば、もっと自分たちの祭りというのが楽しくなってきたりとかして、盛り上げていこうというふうになると思うので、その辺をもう一度、今回このような質問に至ったのは、やはりある程度もう一回イベントを見直していくのにはいい時期ではないかなということで質問させていただきましたので、ぜひ、これからも計画して、町のために頑張ってくださいと思います。

次に、ごみの件なんですけど、平成31年度に向けていろいろと考えていただけるということで、よろしく願いいたします。それまでまだ2年ぐらい期間があるので、今、民間がや

っているエコステーションが松枝のほうにもありますし、円城寺のほうにも最近できたんですね。そこに例えば、今、瓶とか捨てる場所というのは、カラフルタウンのほうがなくなっちゃって各務原イオンのほうにしかないんですけど、お年寄りの方なんかは月に1回の収集日に出せるんですが、やっぱり若い方なんかは、そのときを逃してしまうと、結局アパート住まいの方なんかは置いておくのも結構大変でという意見をずっと言われるんです。そういったエコステーションなんかをやられている方に、1つボックスみたいなところを町のほうからお願いして、当面そういった形でやってもらえるようにはならないのか、ちょっと1点だけ、お考えをお聞かせください。

○議長（古田聖人君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

ただいまの議員さんの御説明くださいましたエコステーションにつきましては、それぞれもとは収集業者さんが設置しておられる部分で、理論的にはそういった手法も可能であろうかと思えます。ただ、費用の部分と事業者のほうの利益の部分との関係ですとか、あるいは従来からかかわってくださっております町内会を初めとする収集をしてくださっている皆さんとの兼ね合いもございまして、種々の方面でさまざまな関係が出てまいる部分かなあというふうに理解しております。そこらあたりもきちんと整理しながら、今後に向けて対応を考えてまいりたい、現状ではそんなように考えております。よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 田島議員。

○5番（田島清美君） 今、56町内の方々が、朝、月に1回の瓶の収集日があるんで、出せられる方はいいんですけど、そのエコステーションというのもそんなにあっちにもこっちにもあるわけではないんで、本当に出せなかった人用という感じで2通りの出し方があれば、何とかこういうときにあそこがありますよという提案はできると思うんです。だから、やはりその2通りで進めていっていただくのが一番いいんじゃないかなと思うんで、もう一度ちょっと考えていただいて、ぜひよろしく申し上げます。以上です。

○議長（古田聖人君） 次に、10番 長野恒美議員の質問を許します。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険についてです。

8月29日、今年度2回目の国保運営協議会が開催されました。そこでは、今議会への平成28年度の決算報告や、平成30年、県への移行に向けての状況報告がありました。県は、第3回目の試算をし、報告する期限は8月31日と聞いています。試算結果の公表の判断は、県と市町村に任されているそうです。2回目の試算では、1人当たりの保険料は、平均ですが年間13万

2,125円、笠松の場合です。これは医療費水準を反映した額でございます。そして、12万1,200円は医療費水準を反映しないものとして公表されていますが、3回目の試算はどのようなものであったか、公表されるために町として報告されていると思いますので、お尋ねしたいと思います。

7月10日、厚生労働省の通知では、平成29年、ことしの11月ですが、第1回の算定をし、平成30年1月に第2回の算定で確定する予定だと示されています。

この通知によれば、県が笠松町に給付金額を示されるのは1月ごろではないでしょうか。その納付金額に基づいて予算編成が進められると考えますが、作業は順調に進められるものなのかどうかお尋ねします。

また、平成30年度4月からの都道府県単位化についてですが、私は国民に寄り添い、国民の命を守られる方向の改革になるのが本来だと思っていますが、そのようにならないのではないかと危惧をいたします。

そこで、現在の国保加入者の方の所得階層別、職業別世帯数を出していただきました。ここでは、国保の加入世帯2,987世帯のうち、給与所得者が1,066世帯、それから営業等が400世帯、農業が1世帯、年金生活者が960世帯、そのほかが560世帯、合わせて2,987世帯です。そして、所得順に行きますと、所得なしが774世帯、1円以上100万円未満が828世帯、100万円以上200万円未満が677世帯、200万円以上500万円未満が559世帯、500万円以上が149世帯です。

パーセントでいきますと、所得なしが25.9%、1円以上100万円未満が27.7%、合わせて53.6%、半分以上が所得なしから100万円未満の世帯だという大変厳しい状況にある人たちに国保料をお願いしていく中身です。500万円以上という方でもたった4.9%です。

この所得なしから100万円未満の世帯が1,602世帯、約54%を占めます。国保税率について、繰り越しの充当などで引き上げを抑える努力をこれまでされてきても、国保税の被保険者の負担は県下では3番目という高さです。

平成28年度決算では、国保税の調定額は8億4,566万1,371円で、収入済額は6億1,181万6,037円、未収入額は2億3,384万5,334円です。未収入額は調定額の28%を占めています。ここには、払いたくても払えない事情や、国民皆保険という制度の根本問題があると考えます。

1月に示される笠松町の納付金には、この未収入額はどのように計算され組み込まれていくのか、お聞きしたいと思います。

そのほかは、通告順に質問いたします。

1つ目に、国保の都道府県化によって、町の国保の事業はどのように変わるのか。

2つ目に、来年度の予算編成作業を進めるに当たって、被保険者への説明はどのようにされるのか。また、保険料額の決定は確定申告後だと思いますが、その辺はどのようになるのかお尋ねします。

3つ目に、保険料率を決める方式は、4方式、3方式、2方式とあると思いますけれども、

どのように考えておられるのかお尋ねします。

4つ目に、県への納付金ですが、一括納入にするのか、この納入の仕方について教えていただきたいと思います。

以上、国保についてよろしく申し上げます。

次に、介護保険についてです。

今年度が第6期の介護保険計画の最終年度となり、第7期への計画が立てられつつあると思いますので、その進捗状況をお尋ねしたいと思います。

1つ目に、介護保険料は、平成29年度では第1段階で年額3万600円から、第10段階で12万8,900円となっていますが、今後の第7期に向かってはどのような見込みになるのかお尋ねします。

40歳から64歳の介護保険料の算定方法を総報酬割に切りかえるということですが、この総報酬割というのはどのような内容なのか。そして、これまでの介護保険の納入に関しては、協会けんぽに投入されている国の負担があつて、それと合わされて納めているようですが、その負担がなくなるということですが、それはそのようになるのかどうなのかお尋ねします。

2つ目に、介護認定を受けるときに、25項目のチェックリストの活用で、水際作戦が行われているところがあるとお聞きしますが、笠松町ではどのような対応になっているのかお尋ねします。

3つ目に、2018年8月から、現役並み所得者の利用料を3割に引き上げると聞いていますが、そのようになるのかお尋ねします。

4つ目に、福祉用具の介護保険の適用について見直しがされているように言われておりますが、笠松町では、現在はどのようになっている、どのように変わる方向に行くのかお尋ねします。

そして5つ目に、要支援1、2の地域支援事業という件は、現在はどのようになっているのかお尋ねいたします。

6つ目に、介護労働者の生活と権利の保障の問題ですけれども、現在では人材不足、2025年には38万人ぐらいの不足になるだろうということ。そして一方では、介護労働者を養成する施設が少なくなっているというのか、なくなってきているという話。それから、その介護職員の中には正規職員が少ない。それから低賃金、重労働、ブラック労働という問題などありますが、この介護労働者の暮らしと権利の問題では、どのような改革が行われているのかお尋ねします。

介護保険は、もともと自民党政府による社会保障構造改革のもとで、高齢者福祉、医療費の削減、介護の市場化、営利化を目的に創設されまして、私たちは負担なくして給付なしという保険原理で、要介護認定や保険給付の上限設定などなど、給付抑制を組み入れ、利用者、高齢者に必要十分な介護サービスの利用を阻む構造的欠陥を持っていることを指摘してまいりまし

た。2000年より施行されました当初は、核家族化に対応し、介護の社会化を目指していたと思いますが、いつの間にか政府が掲げる地域包括ケア構想や、総合事業のもと、公的給付から住民による介護の互助会へと進む状況です。このまま進められれば、高齢者は、介護保険料は年金から、そして給与から文句なしに引き落とされて、財政不安に陥りますし、本当に老後が心配になっております。こういうことにつきまして、町長さんのお考えをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、国連での核兵器禁止条約についてお尋ねします。

この一般質問をするに当たって、こんな記事を見つけました。

1947年（昭和22年）米イリノイ州生まれのスティーブン・リーパーさんが、核廃絶について述べられていました。

30年前に初めて広島原爆資料館を訪れた。破壊された市街地のパノラマ模型には建物が幾つか残っており、恥ずかしいことに原爆の威力はこんなものだったのかとがっかりした。その後、被爆者の証言を英語に翻訳する仕事を通じ、放射線が人々をむしばみ続けている非人道的な側面を知った。米国の原爆投下は正しかったとの認識は間違っていると考えようになった。米国では、終戦を早めたとする原爆正当化論がいまだに根強いが、核開発競争では争いを解決できないことに人類がだんだんと気づいている。

日本は、広島、長崎、ビキニ環礁の水爆実験による被曝、東京電力福島第一原発事故を経験し、核被害について一番理解のある国で、核廃絶運動の先頭に立つ義務がある。だが、実情は米国の核の傘にしがみつき、核保有国の代弁者として国際舞台で核禁止条約制定を妨害している。だからこそ、私たち市民社会が核兵器を持つことを許さないという世界的なコンセンサスをつくる必要を述べられています。

そして、被爆者から核兵器禁止条約の賛同のための世界に発信された現在の署名文ですが、読ませていただきます。

被爆者は、速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めます。

人類は今、破滅への道を進むのか、命輝く青い地球を目指すのか、岐路に立たされています。

1945年8月6日と9日、米軍が投下した2発の原子爆弾は、一時に広島、長崎を壊滅させ、数十万の人々を無差別に殺傷しました。真っ黒に焦げ、灰になったしかばね、ずるむけの体、無言で歩き続ける人々の群れ、生き地獄そのものでした。生き延びた人も次から次へと倒れていました。70年が過ぎた今も、後遺障害にさいなまれ、子や孫への不安の中、私たちは生き抜いてきました。もうこんなことはたくさんです。

沈黙を強いられていた被爆者が、被爆から11年目の1956年8月に長崎に集まり、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）を結成しました。そこでみずからを救い、私たちの体験を通

して、人類の危機を救おうと誓い、世界に向けて再び被爆者をつくるなど訴え続けてきました。被爆者の心からの叫びです。

しかし、地球上では今なお戦乱や紛争が絶えず、罪のない人々が命を奪われています。核兵器を脅迫に使ったり、新たな核兵器を開発する動きもあります。現存する1万数千発の核兵器の破壊力は、広島、長崎の2発の原爆の数万倍にも及びます。

核兵器は、人類はもとより地球上に存在する全ての命を断ち切り、環境を破壊し、地球を死の星にする悪魔の兵器です。人類は、生物兵器、化学兵器について使用、開発、生産、保有を条約、協定書などで禁じてきました。それらをはるかに上回る破壊力を持つ核兵器を禁じることに、何のためらいが必要でしょうか。被爆者は核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めます。平均年齢80歳を超えた被爆者たちは、後世の人々が生き、地球の生き地獄を体験しないように、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと切望しています。あなたとあなたの家族、全ての人々を絶対に被爆者にしてはなりません。こうした呼びかけで、今、世界中で署名が始まっております。

そして、この願いを受けて、ことしの7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択されました。賛成122、反対1（オランダ）、棄権1（シンガポール）です。そして、参加しなかった日本のような国があります。国連加盟国は183国あります。

これからの条約採択後の流れですが、各国による条約の署名の開始が9月20日から始まりです。各国が条約を批准し、または受託、承認加入されることによって、批准国が50カ国に達してから90日後に条約が発効します。発効から1年以内に第1回の締約国会議を開催し、以後、2年ごとに開催します。そして、発効から5年後に条約の運用を点検する再検討会議を開催し、以後6年ごとに開催します。この国連会議に日本政府は参加しませんでした。日本国民として恥ずかしく、情けないと思いました。核兵器の廃絶は命を生み出す母親として、また命を育む女性の悲願だと考えます。私は、日本政府がこの条約を批准するまで、粘り強く皆さんと力を合わせ、運動を続けなければならないと思います。

町長も御一緒に批准に向けて努力をしていただきたいと思います、この条約の成立についてのお考えをお尋ねします。

以上、3点をよろしくお願ひいたします。

○議長（古田聖人君） 一般質問の途中ですが、2時30分まで休憩します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時30分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

長野議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問にお答えします。

まず第1点目に、国民健康保険についての御質問であります。その中で、国保の都道府県化によって、町の役割はどのように変化するかという御質問であります。この平成30年度からの国保運営につきましては、県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなる一方、私ども市町村は、地域住民と身近な関係の中で、資格管理や保険給付や、保険税率の決定や賦課、そしてまた徴収や保険事業等といった地域におけるきめ細かい事業を引き続き行うこととなっております。したがって、国保の都道府県化とはいっても、保険者が県にかわるのではなくて、県と市町村が共同で運営する形となりますので、町の役割としてはこれまでと変わらないものと考えております。

そして次に、この平成30年度の国保の予算編成作業は順調に進められるかという御質問であります。現在県においては、平成30年度からの制度を反映した3回目の試算が行われて、今後さらに、この試算結果をもとに県の国民健康保険改革対策検討会で激変緩和措置等の検討が行われる予定であります。町としては、この結果を受けて保険税率の算定を進めることとなっております。

算定方式や保険税率については今年度内に決定する予定ですが、実際の賦課決定については、これまで同様の7月の予定をしております。また、被保険者への説明は、町広報紙や町ホームページでお知らせする予定ですが、これは県単位でのチラシの共同作成などについても県の改革対策検討会で検討されておりますので、そちらの進捗にあわせて進めていきたいと考えております。

また、保険料の算定方式について、この保険料率を決める方式はどのように決めるのかということですが、現在の当町の国保税については、医療分が4方式と、そしてまた後期高齢者支援分及び介護納付金分については2方式となっておりますが、県が示す平成30年度からの標準的な保険料率の算定方式については3方式が予定されています。この県が示す標準的な保険料率や算定方式を参考にして、町が算定方式を定めることとなりますので、今後示される第3回の試算結果を踏まえて、保険税率とあわせながら算定方式についても検討してまいりたいと思います。

また、そういうような中で県への納付金は一括納入なのかという御質問もありましたが、町が県に納める国保事業費納付金については保険税等を原資とすることから、県が納付回数及び1回当たりの納付規模をあらかじめ定めることとなっておりますが、その詳細については、現時点ではまだ決まっておられません。

次に、第7期介護保険事業計画の進捗状況についてであります。この中で、介護保険料はどのような見込みかという御質問であります。まず介護保険料の見込みにつきましては、こ

としの2月に要介護認定を受けていない65歳以上の方や、あるいは要支援認定を受けている方や、そして要介護認定を受けて在宅で生活している方を対象にした高齢者等の実態調査の結果及び笠松町老人福祉計画等作成委員会での意見などを参考にして、重点施策、そしてまた各種施策などを決定して、介護サービス見込み量の算出や保険料の算定を行ってまいります。

各介護サービスの需要と見比べながら、必要量を見きわめ、適正な保険料となるよう設定をしていきたいと考えております。

次に、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料については、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しております。

ことし7月納付分までは、各医療保険者が介護納付金を第2号被保険者である加入者数に応じて負担をしてまいりましたが、この8月納付分からは、被用者保険では報酬額に比例した負担とする総報酬割の方法に変更となりました。この介護納付金への総報酬割は段階的に導入されて、本年8月納付分から2分の1、平成31年度から4分の3、平成32年度からは全面導入となる予定であります。

次に、第7期介護保険事業計画の中で、7番目にありました地域包括ケアシステムや総合事業のもとで住民による介護の互助化へと進み、必要な介護が受けられるか心配であるがという御質問であります。町では、高齢者の方が認知症や介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。

その一つとして、今年度から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しております。この事業は、生活支援ニーズの増大や介護職の不足等が見込まれる中、地域の実情に応じて多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者の方に効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものであります。

このように、介護サービスを利用したい方の要支援、要介護状態にあわせ、必要なサービスを提供するため、共助である専門性の高い介護保険サービスだけではなく、高齢者みずからが介護予防に取り組みつつ、自分でできることは自分で行う自助や、生活支援サービスなど身近な地域で支え合う互助も活用し、多様なサービスを充実することが、今後さらに地域包括ケアシステムを推進するために必要であると考えております。

次に、国連での核兵器禁止条約についての御質問であります。

世界唯一の戦争被爆国であり、核兵器の恐ろしさを一番知っている我が国が核兵器使用禁止条約不参加とは一見不思議に思われるところではありますが、当時の岸田外務大臣は、核兵器国と非核兵器国の対立を一層深めるという意味で、逆効果にもなりかねないという発言をされました。

これは、核兵器禁止の条約ができたとしても、例えば世界一斉に核兵器を廃絶しない限り、ルールを守らない国が一国でもあれば、世界の軍事バランスが崩れ、その一国が世界を牛耳るという、条約を守る国が危険になり、条約を守らない国が強くなってしまおうという矛盾やおそれがあるという趣旨であると思っております。

核兵器を持つ国、依存している国、持たない国、あるいはこの核兵器廃止条約に賛成をする国、また反対をする国、そして静観をする国など、さまざまな立場、考え方がありますが、ほとんどの国は世界が平和になってほしいと願っていると思います。まさに人類の願いであり、それは日本も同じであり、これ以上核保有国がふえないこと、今ある核兵器を減らしていくことをまずは目標として、いずれ核兵器が使用される心配のない世界が訪れるように、これからも世界各国で知恵を出し合うことが必要であると考えております。

また、残余の質問に関しては、担当部長から御答弁をさせていただきます。

○議長（古田聖人君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） それでは、介護保険の第7期介護保険事業計画の進捗状況についての中の2つ目の御質問の、介護認定を受ける前のチェックリストの活用はどのようになっているかという御質問ですが、町では今年度から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

この事業のサービスの利用に当たり、介護認定更新時に要支援1、要支援2で、訪問介護や通所介護サービスのみを利用して、今後も同様のサービスを希望する方や、新たに介護認定の申請をされる方で明らかに要支援と判断される方を対象に、従来の認定調査ではなく基本チェックリストを用いています。また、要介護、要支援認定で非該当となった方にも、基本チェックリストを用い、利用すべきサービスの振り分けを行っています。

このように、基本チェックリストは、生活機能がどの程度低下しているか判断するとともに、総合事業や介護予防事業の利用対象者の選定に活用しています。

次に、現役並み所得者の利用料3割化について実施されるかという御質問ですが、現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直しについては、現在、2割負担者のうち、特に所得の高い層の方が3割となります。ただし、月額4万4,000円の負担の上限はあります。

具体的には、現在単身で年金収入のみの場合、280万円以上の方が2割負担となっていますが、平成30年8月からは、単身で年金収入のみの場合、344万円以上の方が3割負担となります。この見直しは、世代間、世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を高める観点からも、負担能力に応じた負担をしていただくことは必要と考えております。

次に、福祉用具の見直しはどのように変わるかという御質問ですが、福祉用具とは、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持・改善を図り、状態の悪化防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っています。

現在、福祉用具の価格については、貸与事業者により貸与の価格差があります。この貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保するため、国が商品ごとにその商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表するとともに、貸与価格に上限が設けられます。現時点では、平成30年春から夏ごろに、全国平均貸与価格及び上限価格が公表され、平成30年10月に施行予定です。

次に、要支援2以下のサービスを地域支援事業にという件はどのようになるのかという御質問ですが、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らすことができるよう、また高齢者自身もみずからの持つ能力を最大限に発揮して、要介護状態となることを予防するために、町では今年度から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

この総合事業は要支援1、要支援2の方の訪問介護、通所介護サービスが、予防給付から地域支援事業に移行し、専門職によるサービス、基準を緩和したサービス、住民主体のサービスなど、サービスの種類と提供主体が多様化したものであります。

現在、町では、専門的サービスの必要な方には従来の訪問介護、通所介護事業所を、家事援助等の基準を緩和したサービスについてはシルバー人材センターを利用させていただいております。

次に、介護労働者の生活と権利の保障はどのように進められるかという御質問ですが、介護労働者の生活と権利の保障のためには、介護職員の処遇の改善と人材確保が必要になってくると考えています。

介護職員の処遇の改善につきましては、国において、平成27年度に介護職員の賃金を1人当たり月額1万2,000円相当引き上げるため、介護職員の処遇改善加算を拡充しています。

さらに、今年度からは介護職員の賃金を1人当たり月額1万円相当引き上げるために、新たな加算体制を設け、介護職員の処遇改善を拡充しているところであります。

また、介護職員の人材確保につきましては、国において、介護事業者が介護労働者の職場への定着の促進のため、賃金制度の整備を行った場合に制度整備助成金として50万円を支給する制度などを設け、労働者の離職率の低下に取り組んでいます。

また、県においては、介護人材の育成及び職場環境の改善に積極的に取り組む介護事業者を認定、公表し、介護事業者の人材確保の支援を行っております。

町といたしましても、これらの制度について周知、啓発を行うなど、介護職員の処遇の改善と人材確保に努めていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、国民健康保険についてですが、県と町と共同運用のような形になるということがよくわかりましたけれども、ということは、このことによって運営していく

ための経費節減の面では、むしろ県の陣容だけでも余分にかかることになるのかなあというふうに思いました。同時に、安定的な財政運営というところで、逆に言うと、被保険者に対して納付のための促進事業が随分進められるのかなど。これまでも、決算を見ても、納付のための事業で差し押さえなどを進められていましたし、笠松町としては、窓口にいらっしゃる限りは相談に乗るということでしたが、大変心配するのは、県によっていよいよそこがまた強められて、命を捨てるようなことが起こらなければいいなという心配をしておりますが、笠松町の住民に寄り添うという方針は変えないでやっていただけるでしょうか、お尋ねします。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、御質問があったことに関する心配に関しては、それは今までどおり相談やいろんなことに対しては町のほうでさせていただいて、きちっときめ細かい対応をしながら運営をしていきたいと思っております。県がそういう窓口になったから強制的にどうのこうのなんていうこととは違いますので、その辺のことは今までと同じような運営方式で厳密にやっていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 町長はそう思われても、やはり県からの圧力は強くなるだろうと私は思っておりますけれども、そこでお願ひしたいのは、国保料の払えない状況のときの減免の申請だとか、それから国保法44条による要綱もつくっていただいていることもよくわかりましたが、相談に来たときに、具体的にわかるような減免のための申請用紙とか、それから払えないときに、何とかありませんかといって窓口に来たときにすつと行けるような場所を笠松町として用意していただくことはできないかどうか、勘考してほしいと思うんですが、お尋ねします。

○議長（古田聖人君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 国保料の減免とか、それから医療費のことですけれども、今でも医療費納付相談とかをやっておりますので、実際その申請とかそういう用紙とかもあります。今と変わらず町のほうでそういう相談も、窓口は町となりますので、その辺はきめ細やかに対応していきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 岐阜市などでは、毎年民主商工会などがした例なんです、集団減免の運動も起こしてしまっていて、それにはちゃんとした基準の用紙がありまして、会員さんたちが自分の収入と合わせて見たりしながら出せるようになっているんですね。一度、そういう方法も含めて考えてみてほしいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次へ行きます。

介護保険につきましても、いよいよそれぞれ地域の皆さんでケアしていく方向にだんだんとなっているわけですが、とするなら笠松町独自で地域包括支援センターを中心に、本当に年をとっても笠松町に住んでおる限りは心配がないという体制をつくり上げていくことをやっていきませんかとは私は思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） そういうことを一つ一つ積み上げていくためにも、やはり住民の皆さんがそういう意識をしっかりと持っていただいて、きちっと地域包括の意味を承知していただきながら進まなければならないことでありますので、そういう意味において、きのう、おとといでしたか、「いいね笠松まちづくり研究会」をやらせていただいたのも、皆さんにそういう情報を共有しながら、これからもやっぱりまちづくりというのは、こういうまちになるんですよ、あるいはほかの地域で、助け合いでこういうまちになっているんですよということを理解しながら、今、一步一步進めているわけでありまして。決してそれが行政とか、あるいはそういうの責任逃れのような体制ではなくて、やっぱり一番大事なのは皆さんの生活であり、命でありますから、そういうのを守るために、地域で何ができるかということをおもひで考えようよということをおもひで進めております。実際25年後、団塊の世代が75歳になるまでの間にこのケアシステムの構築がなされるように、今、一步一步進んでいるわけでありまして。当然、認知症対策の問題、いろんな在宅介護の問題も含めて、今進めさせていただいている状況ですから、そういう点では、僕はこの笠松町というのは、ある意味で地域包括ケアのモデル的なまちになるのではないかという思いでスタートして今やらせていただいておりますので、ぜひ、またいろいろ御意見いただきながら進めていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） その方向に行きつつあると思っておりますし、提言もしていきたいと思っておりますけど、ただ、今地域包括支援センターの、中学校区に1つということで、センター長として荒木さんが一生懸命頑張ってみえるようですが、分野が広過ぎるし、それからいろんなことのことから、町の役場の体制の中にも、そういう総合的に考える体制もつくり不出来とタイアップできないと思っておりますので、その辺はどういうふうと考えられますか。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の時点でも地域包括支援センターと、私どもの健康介護課との連携の中で、いろいろ物事を進めさせていただいておりますし、きのう、おとといやった、いいね笠松まちづくり研究会も、社協ではなくて笠松町と社協が共同してシステムづくりをしていることを皆さんにお知らせをして進めているわけでありまして、当然、私どもの責任もありますので、一緒になって体制づくりをしたいと思っております。

それにはやっぱり、行政とそういうところだけではなくて、もはや医師会なり、あるいは三師会なり、いろんな団体とそういうシステムを組みつつありますので、ぜひそういうこともまたお知らせをしながら進めていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） どうぞよろしくお願いいたします。

そして、核兵器禁止条約、このところの北朝鮮の動き、そしてアメリカを中心とした動き、両方見ていまして、この核兵器の禁止条約に皆さんが集まってくる方向にしか救う道はないと思っておりますので、御理解いただき、また頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（古田聖人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後3時00分